



市内図書館

- 中央図書館 (LIC はびきの内) 軽里 1-1-1 ☎ 072-950-5501
- 陵南の森図書館 島泉 8-8-1 ☎ 072-952-2750
- 羽曳が丘図書館 羽曳が丘西 2-5-1 ☎ 072-957-5553
- 丹比図書館 樫山 251-1 ☎ 072-937-2355
- 東部図書館 古市 1541-1 ☎ 072-950-2002

●開館時間 10:00 ~ 18:00 (※中央図書館は 10:00 ~ 20:00)

- 古市図書館 ☎ 072-958-0050 (休) (休) (出) (出) 10:00 ~ 17:30
- ブックステーションはびきのコロセアム ☎ 072-937-7210 (休) (休) (出) 13:30 ~ 16:30

●ちびっこサロン

～おはなし・手遊び・おりがみ など～

【日時】3月8日(水) 10:30 ~

【場所】森のゆうびん局 (市役所敷地内)



●春休み！おはなし会

「魔女・魔法使い・やまんばがいっぱい！」

<主催> 羽曳野市子ども文庫連絡会

・おはなしの森>

【日時】3月25日(土)

① 13:30 ~ 小さい子向き

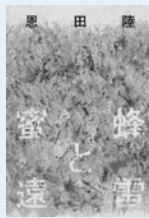
② 14:15 ~ 小学生以上向き

【場所】中央図書館 多目的室

『蜜蜂と遠雷』

恩田 陸 / 著
幻冬舎

自分のピアノがない養蜂家の息子、かつての「消えた天才少女」、年齢制限ギリギリの楽器店員、そして大本命の音楽院生。若き才能と個性がぶつかり合うコンクールの結末は。



『リアルプリンス』

寺地 はるな / 他著
ポプラ社

新進気鋭の女性作家たちが、『鉢かつぎ姫』『ラプンツェル』『眠り姫』などのプリンス・ストーリーをモチーフにし、現代に舞台を移して描く6編の物語集。



読んでみませんか？

『さてさて、きょうのおはなしは』

瀬田 貞二 / 再話・訳
福音館書店

生誕百年となる瀬田貞二氏の作品の中から、『三びきのやぎのらがらどん』『おだんごぼん』など、代表的な28篇が収録された1冊です。子どもに読んで聞かせるのにおすすめです。



『わさびちゃんちのぼんちゃん保育園』

わさびちゃんファミリー / 著
小学館

子猫の保護活動をしているわさびちゃん一家。里親が見つかるまで子猫たちの面倒を見てくれるのは、ゴールデン・レトリバーのぼんちゃんです。



3月のおはなし会

東部図書館	8日(水)	10:30 ~	陵南の森 図書館	5日(日)、12日(日)	11:00 ~
羽曳が丘図書館	11日(土)、25日(土)	15:00 ~		26日(日)	
古市図書館	18日(土)	15:00 ~	中央図書館	18日(土)	15:00 ~
中央図書館	5日(日)、12日(日)、 19日(日)、26日(日)	13:30 ~		19日(日)	
丹比図書館	25日(土)	10:30 ~		・11:00 (小さい子向き) ・11:30 (少し長いお話を聞ける子向き)	

●今月の休館日●

3月31日(金)

市内の図書館は全て休館です。

サラダボール

「だれもが生きやすい社会に」

障害者差別解消法が昨年の4月1日に施行され早くも一年が経過しようとしている。この法律は障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざし、障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と、必要かつ合理的な範囲で社会的障壁を取り除く「合理的配慮の提供」を、行政機関や事業者に求めている。

そして、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を「差別」と位置づけた。合理的配慮において、障害のない人は配慮を必要としない人ではなく、既に社会から配慮されてい

る人であり、障害のある人は特別な配慮を必要とする人ではなく、十分に配慮されていなかったため、この法律により不平等を解消するというものである。

人間は荒々しい自然環境のままでは生きることが難しく、必要に応じて環境を作り替えてきた。例えば、気候に応じて冷暖房を使ったり、車が走れる道路を作るなどといった環境整備がそれだ。障害者への合理的配慮の提供も、環境と人との不適合状態を解消していくという意味では全く同じである。つまり、障害者差別解消法の趣旨は、障害のある人となない人が共に暮らす共生社会を作っていくために活用していくことにある。

さらに、この法律に基づく基本方針では「建設的対話」というキーワード

を取り入れている。合理的配慮の提供について、どのような方法なら可能なのか、お互いに誠実に話し合い、良い方法と一緒に見つけていこうという考え方で、こと細かくルール化するよりも、それぞれの場面で良い対応策と一緒に考えていくことが大切である。それが共生社会を作っていく学習プロセスだと考え、徐々に共通の感覚が生まれてくるのではないかと思う。

合理的配慮がある社会は、安心して共感力があり、そういう社会の一員であるという感覚は良い雰囲気だと思う。「だれもが生きやすい社会を作っていく」という法の趣旨を一人ひとりが実感できるようになってほしい。

はびきの し じんけんけいほつしんきょうぎかい
羽曳野市人権啓発推進協議会